

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 公害等調整委員会の50年

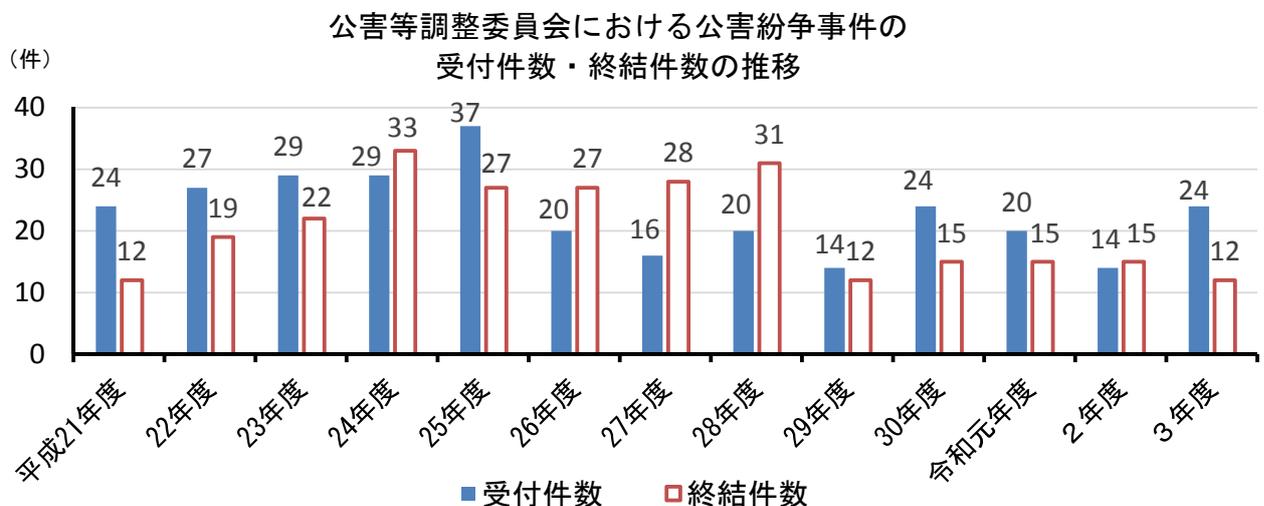
⇒ P 1 ~ 6

- 公害等調整委員会が令和4年7月に設置50年を迎えるに当たり、設置に至る経緯、これまでの活動等を振り返る。
- 公害紛争処理
 - ・ 公害紛争の迅速かつ適正な解決のために公害等調整委員会が設置された。
 - ・ 当初の産業型の公害紛争から、公害紛争の多様化、都市型・生活環境型の公害紛争へと時代とともに変化がみられる。
 - ・ 地方公共団体を始めとする関係各方面と連携して、公害紛争の処理や制度周知に努める。
- 土地利用調整
 - ・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図るため設けられた制度について、これまでの取組を振り返る。

公害紛争の処理状況

⇒ P 7 ~ 14

令和3年度	【係属】 60件	【受付】 24件	【終結】 12件
うち裁定事件	【係属】 57件	【受付】 23件	【終結】 10件



公害紛争の近年の特徴

⇒ P 15

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
店舗からの騒音や悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和3年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%
- ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い
令和3年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

係属中の事件例 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

【申請人】：埼玉県新座市の住民6人

【被申請人】：入浴施設運営会社（東京都東久留米市内）

【申請理由】：被申請人の運営する入浴施設からの騒音により、精神的苦痛を受けているため

【調停を求める事項】：

(1) 被申請人は、騒音※について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずること。

※ ①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(2) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

【事件の処理経過】：

調停委員会を設け、手続を進めている。

(注) 申請人からの調停申請は、埼玉県知事に対して行われ、申請を受けた埼玉県知事が、県際事件として、連合審査会の設置について東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、公害等調整委員会に移送された事件

とみぐすく 終結した事件例 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：沖縄県豊見城市の住民1人

【被申請人】：建設会社

【申請理由】：被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたため

【裁定を求める事項】：損害賠償金1302万6000円の支払（責任裁定）

申請人の住宅等の財産被害と被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたこととの間の因果関係の判断（原因裁定）

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、現地審問期日を1回開催するとともに、専門委員を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施
- 責任裁定申請事件及び原因裁定申請事件について、それぞれ申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結

令和3年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 23～27

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和3年度 【係属】 77件 【受付】 32件 【終結】 36件
- ② 都道府県・市区町村への支援
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和3年度は、公害紛争処理連絡協議会をウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和2年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約8万2千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 29～31

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和3年度 【係属】 2件 【受付】 1件 【終結】 0件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和3年度 【係属】 15件 【受付】 10件 【終結】 8件

係属中の事件例 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】 :
裁定委員会を設け、審理期日を8回開催するとともに、専門委員を選任するなど手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長 1名、委員 6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

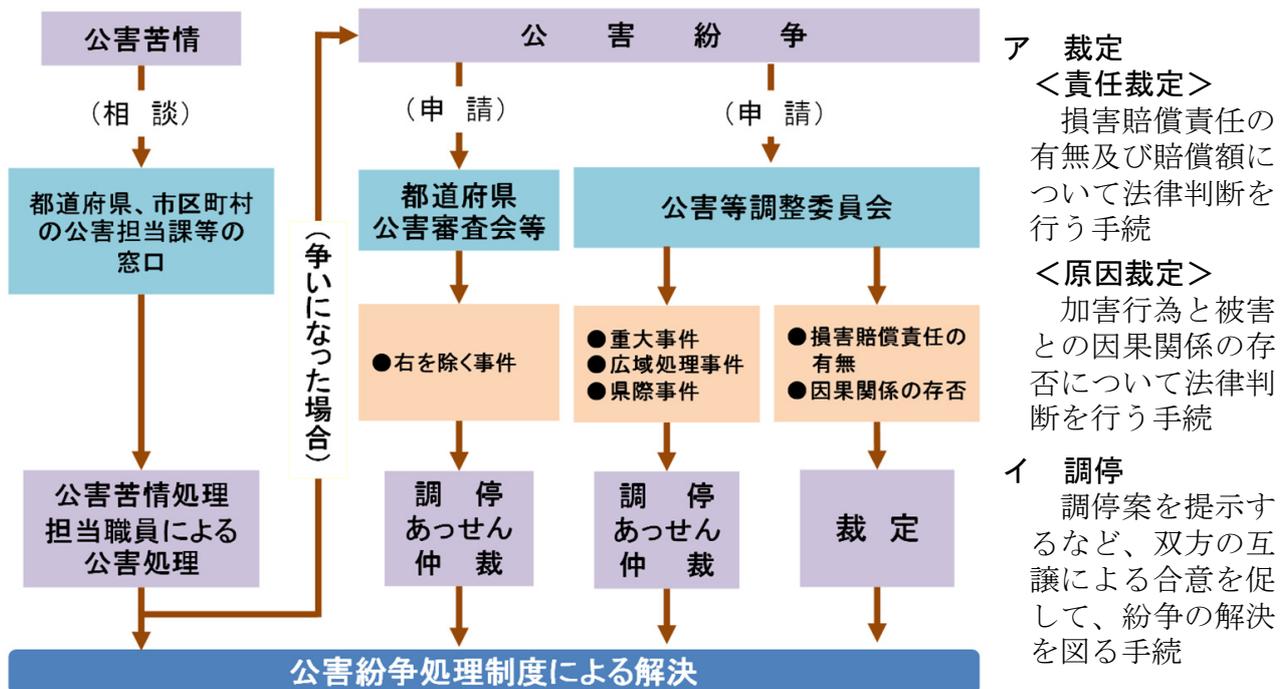
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの